

無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策及び将来の無年金者の発生抑制の観点から、平成24年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に明記されたものです。

平成19年に実施された社会保険庁の調査によると、今後、保険料を納付しても受給資格を得られない、いわゆる無年金見込み者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されています。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、65歳以上の無年金者の約4割に当たる約17万人が受給権を得る可能性があるとしています。

一方、諸外国における年金の受給資格期間に目を向けると、アメリカは10年、ドイツは5年、イギリス、フランス、スウェーデンは受給資格期間を設けないなど、我が国は他国に比べ明らかに長いことがわかります。

安倍内閣総理大臣は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し経済の好循環を確実なものにするため、来年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明しましたが、この無年金者対策については、本年8月に示された、政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されています。

よって、政府は、必要な財源の確保を含め安心できる社会保障の実現を図るため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 無年金者対策は喫緊の課題であるため、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置を来年度中に確実に実施できるよう、必要な体制整備を行うこと。
2. 低年金者への福祉的な措置として最大月額5,000円（年額6万円）を支給する年金生活者支援給付金等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月26日

枚方市議会議長 大塚光央

〈提出先〉

財務大臣

厚生労働大臣